

建設副産物実態調査に関する特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物実態調査に関する事項を定めるもので、寒川町が発注する工事に適用する。

I. 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は下記のとおりである。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い、副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア. 資材又は原材料として利用できる状態にすること。
 - イ. 燃焼の用に供することが出来るもの又はその可能性にあるものについて、熱を得ることに利用できる状態にすること。
- (8) 建設リサイクル資材 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。

II. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量及び再生資源利用量の実態把握について定める。

1. 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無に関わらず当該年度に終了した最終請負額が100万以上の工事は、事項の建設副産物実態調査作業手順に基づき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用 {促進} 計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1のとおりとする。

表1

対 象	調査対象品目	備 考
搬入する 建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト混合物	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニール管・継手	
	石膏ボード	
	その他建設資材	
搬出する建 設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの。）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って、副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なす。
	金属くず	
	廃塩化ビニール管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニール管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫度（建設汚泥を除く）		

2. 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。
- (1) 一般財団法人 日本建設情報総合センターのホームページから、建設副産物情報交換システム（COBRIS）にログインし入力する。
操作方法については、総合の「各種マニュアル」から建設副産物情報交換システムの操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用（促進）計画書ー建設リサイクルガイドライン様式ー」の作成）

- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (5) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」及び上記（5）で確認した「チェックリスト」を印刷し、監督員に提出する。

3. データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋め戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山 m^3 」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め m^3 」（表2、土量変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率 C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊・玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ
1.15	1.20	1.25	1.40

【例】

掘削 100 m^3

埋戻し 20 m^3 （締め m^3 ）⇒「土砂 建設資材 利用量（A）」欄に入力
 22 m^3 （地山 m^3 ）⇒「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力
 20 m^3 / 変化率C（仮に0.9とする）=22 m^3

処分 78 m^3 （地山 m^3 ）⇒「一種発生土～浚渫土④現場外搬出量」欄に入力

$$100m^3 - 22m^3 = 78m^3$$

(2) 建設資材利用について

ア. 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、県土整備局の建設リサイクル認定資材一覧表（以下「認定資材一覧表」という。）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名
土砂	再生改良土
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品（無筋）※
	再生舗装用ブロック （平板、インターロッキングブロック、リガブロック等）
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品（有筋）※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニール管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニール管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資源の供給元施設、工事等の名称」については、認定資材一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定資材一覧表の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入植する。

イ. 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ. RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）を選択する。

イ. 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」に入力するとともに「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）を選択する。

ウ. 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生材B（立木、除根材などが廃棄物になったもの）」に入力するとともに「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）を選択する。

エ. 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラン

ト以外の再資源化施設)を選択する。

オ. 建設発生土を赤羽根受入地に搬出する場合は、「搬出先の区分コード」を「2. 民間」、「搬出先の種類コード」を「6. スト(決)」のストックヤード(再利用先工事が決定)を選択する。

また、搬出先を赤羽根受入地に指定された工事の場合は、「施工条件のコード」を「1. A指定」のA指定処分(発注時に指定されたもの)を選択する。

カ. 再利用が決まっている建設発生土仮置き場に搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「6. スト(決)」のストックヤード(再利用先工事が決定)を選択する。